

1. 令和8年第2回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和8年3月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
12番	田代まさよ	13番	田中義久
15番	森藤文男	16番	原喜与美
17番	野田かつひこ	18番	清水敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 遅参議員は次のとおりである。（1名）

11番 長岡文男

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
総務部付部長	村瀬正純	健康福祉部長	田口昌彦
農林水産部長	田代吉広	農林水産部付部長	伊藤公博
商工観光部長	粥川徹	建設部長	三輪幸司
環境水道部長	遠藤貴広	郡上偕楽園長	成瀬敦子

教 育 次 長 長 尾 実
消 防 長 兼 山 幸 泰

会 計 管 理 者 中 山 洋
郡上市民病院事務局長 藤 田 重 信

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋 藤 貴 代
議会事務局
議会総務課
主 任 荻 本 恵

議会事務局
議会総務課長 野 田 知 孝

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては出務お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。

本日の遅参議員は、11番 長岡文男議員であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いいたします。

ここで、毎回、皆様方にはお願い申し上げますが、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようよろしくお願いいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 池田源則議員、8番 池戸郁夫議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽選で決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、終了5分前にはチャイムが鳴りますのでそれ以降は新しい質問には入らないような組立て構成に配慮をお願いをしてください。

また、答弁につきましては要領よくお答えをされるようお願いいたします。

◇ 野 田 かつひこ 議員

○議長（森藤文男） それでは、17番 野田かつひこ議員の質問を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 改めましておはようございます。日本共産党、野田かつひこでございます。

日曜日あたりから若干体調が崩れておりまして、皆さん方には元気で3月議会を乗り切りましょ

うなんて言いながら率先してダウンしておりますが、大変失礼でございます。喉がややからからしていますのでお聞き苦しいかもしれませんが、よろしくお願いします。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回、たった1つですが、学校給食の現状と課題を問うという項目であります。

今まで、随分長い間になりますが、学校給食を何とかして無償化してほしいと、私は議員になりまして10年になりますが、最初の年から一貫してお願いをしてまいりました。このたび、今年度の最初から、山川市政、本当に、英断と申しますか、中学校の給食無償化を実施されまして本当にありがたいと思っております。申し上げるまでもないですが、学校給食はただの弁当とは大分違いまして大事な大事な教育の一環だということは皆さん御承知のことと思います。

また、山川市長が常々おっしゃっていらっしゃる、若い人たちを大いに支援して頑張っこれからの郡上をと、こういう趣旨にもまさしく合致しているのではないかと思います。それは子どもさんが家庭にいらっしゃるかいらっしゃらないかは別にして市民みんなが力を合わせて若い世代を支えていくというそういう概念に本当に合致しているんじゃないかと思うわけであります。

そこで、こうした意義を恐らく山川市長は十分に理解されて、国に先んじて、取りあえず中学校だけではありますけども、給食を無償化されたと。恐らく、郡上市の財政の中で、年間1億円前後になりますか、1億円程度の固定費を支出し続けることになるわけですが、随分大きな決断だったと私は心に銘じております。本当に大変なことだったと思います。

さて、一つ、そこで、1年間にわたって中学の学校給食無償化を実施されてきた現在の状況、現在地を振り返りつつ総括しながら来年度以降につないでいければという思いでこの質問をいたしましたと思います。

次に幾つかの質問を申し上げますのでよろしくお願いします。

まず、第1点は現在地はどうなっているかという観点で、給食を食べる生徒本人たち、それから保護者の皆さんが無償化をどのように捉えてどのように思っているのか、私は大変興味があるところであります。それは困るなんて言う親さんあるいは生徒たちはいないと思いますけども、これをどういうふうに見ているかというのは非常に私は評価の対象として考えたいと思います。

2つ目に一般市民の方々はどのような反応でしょうか。これはそう多くは聞こえてこないかもしれませんが、かなりの多額の市の財政の負担があるということから市民の方の声も伺いたいと思います。

3つ目には、この給食を提供される当事者といいますか、直接に関係されている方々であります。学校の先生方、それから栄養教諭の方、これは本当に直接的だと思いますし、また調理師の方々などこういう方々の声はあるのでしょうか。もしあったら教えていただきたい。

4番目に、この事業を実施する市としてはどのようにこの1年を振り返っていらっしゃるのか、

この総括を伺いたいと思います。また、市としての総括の中で、今まで学校給食の、残念ながら滞納がかなりあったと思います。この滞納についても、これからはそういう心配がなくなるといいますが、それでいいのか、あるいはそれをどういうふうに考えていくのかということも併せてお願いできたらと思います。

以上、4点にわたりますが、よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、答えさせていただきます。

まずは学校給食の狙いとしましては毎日を健康で生き生きと生活できるように食事・運動・休養の取れた生活習慣を身につける必要があることを伝えることにあります。特に心身ともに成長・発達の途上にある児童生徒にとって栄養バランスの取れた食事を1日3回きっちり取り、合理的に栄養を摂取することは健康な生活を送る上で基本となります。

今年度4月より中学校の給食費の無償化が始まりました。生徒、保護者、教員等から様々な御意見を頂いております。頂きました意見としては、保護者からは家計を大きく圧迫する物価高騰の中で給食を無償化していただいていることは経済的に大変助かっているといった意見が最も多くありました。教職員からは子どもたちは給食が大好きで献立を見ながら盛り上がっているとか、行政から手厚い支援を頂きありがたいとか、限られた予算の中で工夫しながら献立を立ててくださっている栄養教諭には頭が下がるといった声を聞くことができました。学校においては食育の時間を通じ給食費の無償化について児童生徒にもきちんと話していきたいとのことでありました。市民の声というところでありますと給食の運営委員会等でもそういった御意見も頂いております。同様の意見を頂いておりますのでよろしくお願いいたします。

その他の意見としては人気メニューの減少、デザートの減少といった量や質の低下への懸念やアレルギー対応への不公平感といった意見がありました。無償化のタイミングと物価高騰が重なったため質の低下と結びつけてしまう人がいるようでございますが、毎月の献立は文部科学省の1日の栄養摂取量に従い各給食センターの栄養教諭が工夫しながら作成しております。また、物価高騰分についても市の財源で負担しておる状況でございますので適切な価格を設定しております。また、アレルギー対応につきましては令和8年度より給食を喫食できず代替食としてお弁当を持参している児童生徒の保護者を対象に給付金を支給する予定であります。4月からは小学校の無償化も始まりますのでさらに安心安全でおいしい給食メニューを検討してまいりたいと考えております。

なお、給食費の滞納等につきましては過年度分として900万円ほどございます。こちらについては、2か月に1回程度、郵送にて納付を引き続きお願いしておるところでございますので引き続き御協力のほどお願いしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 当然、予測されていたことではありますが、歓迎の言葉を幾つか頂いたようであります。

また、滞納につきまして他の自治体のほうではもっと厳しい対応もしているという話も聞いたことがあります、なかなか踏み切ったこともできにくいかと思いますが、これからもひとつ積極的な徴収のほうをお願いしたいと思います。

さて、このように、学校給食が大きく注目されるといいですか、取り上げられる中で私はどうしても郡上市の産材、郡上市の食材を大いに使っていただきたいと。これも併せてずっとお願いしながら提案をしてきたわけですが、その一環にはなるかと思いますが、郡上市の食材として郡上の大地を味わう日というのを設けてみえました。これは、3年か4年くらい前になりますかね、から始まって昨年までは続いていたと思いますが、専ら農業支援が中心かと思い、これは特別に給食を対象としたわけではないわけですが、給食に使うことで地元の農業生産を高めていこうと、こういう狙いもあったように思います。

ところが、今回の予算書の中には来年度に大地を味わう日というのはなくなっておるはずですが。私は見なかったんですが。残っているのは、農業振興費として学校給食地産地消推進事業というのは残っておるんですが、これも、昨年度は862万円ほどあったんですが、来年度は68万円と激減をしているはずですが。こうやって見ますと郡上市産の食材が大きく後退をしていくのではないかと、こういう懸念も持っております。

給食の食材は、量と品質、一定の量が必要ですし、それから品質もそろってなくては困ると。あるいは納期が遅れるわけには決していかない。いろんな制約がたくさんあるわけですが、こういう点において安定的に供給が求められているんだけど、ところが市内産はなかなかそうはいかないというそういう面もあるかと思います。米は十分に生産が市内ではされておりますし、一部の野菜ですが、これも大規模栽培があったり供給は十分かと思いますが、多くの多様な野菜や食材についてはなかなかこうはいかない。そういう意味で大地を味わう日には私は期待をすると同時にある程度の懸念も感じておったわけですが、残念ながら消えてしまったようです。

ところが、私は、これ、理念としてはとてもいいことですので消えっ放しではなくて何とか発展的に次へつなぐ方法を考えていただきたいと思います。まして実は新しい目標を創作いたしました。どうということかと申しますと、郡上の大地と子どもを守る日とこんなふうに銘打ってぜひとも次のような食事を展開してもらえないだろうかと思ひます。

それはこの郡上から有害な化学物質を少しでも減らしていけたらと。これは非常に端的な表現です。そんなことはないぞと言うお方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、考えてみると、

いろんな観点から、今、私たちは農業の在り方を考え直さなきゃならない時期に来ているんじゃないかと思います。そういう意味で、有害だと言われている、この辺はちょっと難しいところですが、化学物質を少しでも減らすために郡上の自然環境を守り郡上の子どもたちの健康を守るために郡上の大地と子どもを守る日というのをつくっていただきたい。

次に提案します、内容を。まず、第1点はオーガニック食材を給食に取り入れることです。農薬や化学物質から自然と子どもを守るという方向を取るからには、給食にオーガニックを取り入れる以外ないんじゃないかと私は思っております。

今まで、給食の無償化で、教育の点でも、それから経済的な観点、財政的な観点でもおおむね私たちはこの郡上市は大きな前進を果たしたと思います。ところが、これからは無償化からさらに一歩進めて次の風景をつくっていききたい。その課題は、給食の質。質と言うとおいしさをイメージしますが、私は安全性という意味で「質」と使いたいと思います。この段階に入るんじゃないか、また入らなければならない、こんなふうに思います。そのためのオーガニック給食の導入、そしてオーガニック給食を進めている自治体に倣いながらも本市もぜひ続いてほしいと思います。

今、全国でオーガニックの食材を取り入れているところは123自治体あると言います。これはもちろん全面的に実施するわけにはいきません。本当にささやかながら、ある品目だけはオーガニックに、この日だけはオーガニックに。1年の給食の日数のうち1日ですから本当に僅かなものですけども、それでもそういう目標を掲げて取り入れている。これ、123自治体あると言います。ぜひ124番目になっていただきたい。

そこで、今度は市長に伺いたいと思いますが、オーガニック給食に対する市長のお考えはどうでしょうかと伺います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） それでは、御回答させていただきます。

学校給食につきましては安心安全で健康で丈夫な体づくりのための栄養バランスのために、旬の食材や地元で栽培された農産物を積極的に使うなど地域の特色を生かした給食づくりを提供しています。また、食の大切さや地域の食文化を知ってもらうために郷土料理や行事食も献立に取り入れ学校・家庭・地域の連携を図りながら食育に取り組んでいるところでございます。

現代の農業は化学肥料と農薬の使用により栽培が容易になり、収穫も一定量が保障されるようになりました。市内のほとんどの農家ではこの方法を使って農業を営んでおられます。オーガニックは現代農法とは一線を画すものであり、それ相応の価値があり、値段もかなりのもので求められる方はオーガニックということに価値を見いだされております。しかし、そうでない方からは一般野菜もオーガニック野菜も同じものとして受け止められているのが現状です。

オーガニック給食につきましては食の安全性が高いだけでなく地域経済の活性化や環境保全等にもつながるとして全国的に広がりを見せておりますが、学校給食の食材としては大量の食材を安定的に確保することは現在困難であり、コストがかかり過ぎるなどの理由により現時点でオーガニック食材を給食に取り入れることは難しいのではないかと考えております。

また、オーガニックの定義につきましても厳しく規定されており、単に化学肥料や農薬を使っていないものをオーガニックと言うわけではございません。子どもたちにオーガニックの意味を正しく知ってもらうために、総合学習等の時間を利用し、化学肥料を使った野菜と自然栽培の野菜を比較し、その違いを体験することによりオーガニック野菜の栽培の大変さやおいしさを理解してほしいと思っています。子どもたち自身が生きること、食ふことと真剣に向き合い、身をもって学ぶ機会を提供してまいりたいと考えています。こういった事前の準備を十分に行った上で郡上市給食におけるオーガニックの在り方を今後検討してまいります。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 市長がおっしゃるとおりだと私も思います。また後からも述べたいと思いますが、外見からはなかなか判断ができないとか値段が高い。生産するほうにしても大変な労苦が必要である。これはなかなか広がっていかないのは当然かとは思いますが。

次にその問題に入りたいと思いますが、農水省がみどりの食料システム戦略というのを発表しております。これによりますと、2050年まで、今、26年ですか、あと20年ちょっとですが、20年ちょっとの間に有機農業の面積を全耕地面積の25%にしようという目標を掲げている。これは先刻御承知だと思いますが。全耕地の25%を有機農業にするという。今のステージで考えればこれはまた夢の夢の夢ですね。今は0.5%と言われております。

こういう目標をあえて掲げている農水省は、十分、従来の農薬・化学肥料依存の農業はよくない、これは脱却すべきである、卒業すべきであると考えていると私は思っているんです、農水省自身が。でなかったらこんな膨大な夢のような目標を掲げるわけがない。でも、現実はそうはいきませんよというところでなかなか足踏み状態が続いていると私は思っています。

先ほど市長が申されたようになぜこんなにも有機農業は伸びないのか。有機とオーガニックというのは同義語ですのでどうかよろしくお願いします。なぜこんなに有機は伸びないのか。これは明らかですね。先ほど市長がおっしゃったように、病害虫のための防除あるいは除草、これは大変な労力がかかるんですね。農業生産者にはよく分かるんです。大変なことです。昔、私は子どもの頃は田んぼの中をはいずり回って雑草を取った。ケジ取りと言いましたけどね。今は農薬で一発です。それはやっぱり農薬に依存してしまうんですね。いろんな工夫がなされておりますけども。

それから、有機肥料を使えば当然単価は高くなる。おまけに収穫した農産物は外見では分からない。表示をされておってもほんまかいなと疑われなきゃならないという。こんな状況ですから値段が安い方向に傾くのは必然であります。ですから、価値判断が非常に難しくて消費者からはクエスチョンマークがつくような状況。

でも、この状態を続けておったんではネオニコチノイド系の農薬及び化学肥料からは脱却できない。いつまでも私たちはこの状況の中にいなきゃならない。子どもの発達障がい非常に深刻になり、その因果関係もいろんな研究で明らかになりつつある状況の中ではこれは放置できないんじゃないでしょうか。こうした状況を打破して子どもたちに安全安心の給食を提供する、有機農業をさらに広げる、こういう意味で私は給食の役割は大変大きいと思います。

給食は一般市場での野菜の取引あるいは食料の取引とはちょっと違います、給食の場合。市と生産者がオーガニック食材を経営ができる価格で。高くなるでしょうね。経営ができる価格である意味、じゃ契約栽培をするしかない。契約栽培です。当然、高めになってくる値段は大地と子どもを守るための対価であると考えべきなんです。それくらいの対価は払って私たちは子どもを守り自然を守るべきなんだという考え方ですね。そういう意味で私はあえてオーガニック食材を給食にと申し上げたい。それができるのは給食がまず第一。手っ取り早く確実です。市場に任せておいてはできません。

さて、こういう想定で一体これを受けてくださる方はあるんだろうか。これが最大の難関かと思っています。郡上市が「給食でこういう食材を使いたい。どうか作っていただけませんか」と言って受けてくださる方があるのでしょうか。私も当ては別にあるわけではありません。当てずっぽうでこんなことも考えられるんじゃないかというのを二、三申し上げていきたいと思います。

その第1は、白鳥中学校では、学校の授業の一環として、総合的学習、この中で完熟堆肥を作ろうというのを実践してみえます。これは市内の長良川カンパニーさんとおっしゃる方の御指導を頂いて食料の残りを寄せ集めて堆肥を作る実習をしていらっしゃる。出来上がった堆肥は家庭に持って行って使ってもらう。これは授業の一環ですから大した量はできないだろうし、とても需要には追いつかないでしょうから一つの授業の教材として使うということになるんですが、親さんも含めてもっと広く郡上市の中で、堆肥作り運動、一昨日、12番議員のほうからもそういう話があったかと思っていますけども、これをぜひとも郡上市のオーガニック農業のベースをつくるものとして私は広げていけんだろうかと思います、こういう観点ですね。

2つ目です。この前、当初に市長のほうから施政方針演説を表明されました。タブレットのほうに出ているかと思いますので御覧いただきたいと思いますが、その中の3番の②のところに高齢福祉という項目がございまして4ページ7行目でタブレットのほうに赤線が引っ張ってあると思います。次のような、簡単に要約しちゃうと内容でございます。

シニアクラブの皆さん方は地域を牽引する役割を果たしていきたい。地域のために汗を流そうという前向きの活動、これを市としては応援したい。これはすばらしい表明だと私は思います。従来のシニアクラブ、いろいろないきさつがあるかと思いますが、そこから一步踏み出して前向きなこういう表明がなされておるし、市長もこれを応援するとおっしゃってみえる。

そこで私はふと考えたんですが、シニアの方々は、長い間、米を作ったり野菜を作ったりと、言わば野菜作り、米作りの熟達をしていらっしゃる方が多かろうと思うんですね。中には謙遜される方もあるかもしれませんが、そういう意味で野菜作り、米作りには情熱を持って取り組むことができる方々が多くおられるのではないかと。

それから、もう一つは、それぞれ個々の農家で自給的に作っていらっしゃることでしょうから規模は小さいんです。だから、学校給食にはそのまま即当てはめるわけにはいきませんが、クラブとしての集合体といいますか、多くのシニアの方々が集まることで寄せ集めの可能性が出てくると思うんですね。私も、僕も、皆さんも。こうしてある一定のオーガニックを目指した食材を生産してもらうことは不可能ではないんじゃないかと。これこそまさに次世代への役に立ち地域のために汗を流していただくことになるんじゃないかと思うんですね。勝手な思いで申し訳ないですが。という意味で2つ目にはシニアクラブの方々に御協力をお願いできんだろうか。

3つ目です。郡上でもあちこちで産声が上がりつつあると聞いておりますが、いわゆる農村RMOなど——ほかにもいろいろ形式があるでしょうが——などの農業地域団体の方々にその経営のほんの一部……。1%でも10%でもありがたいんです。ほんの一部でいいから有機に、それこそ勇気を持って取り組んでいただきたい。そういう思いを内心は持っておるんです。これはなかなか挑戦的なことで難しいかと思いますが。全面的にはとてもできません、今の情勢の中では。ほんの一部でいいです。そういう試みを始めてみてもらえんだろうかというこういう私の頭の中の構想がございます。

本当に取り留めのない1例、2例、3例ですが、いずれにしてもオーガニック化というのは一気には絶対できません。本当にささやかな取組から始まって大きく育てていく以外にはないかと思いますが、これを郡上でも始めませんかというそういう提案でございます。月1回あるいは年1回でもいいです。あるメニューの一部でもいいから「今日はこのニンジンはオーガニックですよ」と言える日をつくっていききたい。こっから始めましょう。ハードルは高いかもしれませんが、どうか、市長、この一步の歩み出しのメッセージをお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 学校給食のオーガニック化は子どもの食物アレルギーに歯止めをかけ地域再生の起爆剤にもなり得ると農林水産省も販路開拓や学校給食関係者との打合せ等の様々な取組を行っ

ているところであります。市内の学校給食の全ての食材をオーガニック化することは困難でございますが、できることから事業化していくことが大切だと考えています。

市内では無農薬で米・野菜を栽培している個人や団体がおられます。しかし、それは少数であり、給食の食材としての量を確保することはできていません。オーガニック給食については一般的に浸透していない言葉であるためオーガニックのメリットについて多くの人たちに理解を深めてもらうことが必要です。

地域の共同でオーガニック食材の栽培が始まり、子どもの健康、地域での経済循環などに取り組んでいく機運が高まりを見せていくことは重要な一歩だと考えます。オーガニック給食の先進地とも言える自治体の取組を参考にしながら行政として何ができるかを考え、支援や仕組みづくりを検討していきたいと考えています。

3つの御提案がございました。1つ目、堆肥。私は、郡上へ戻りましてから十数年、全て堆肥。その堆肥を作るために、はさ干しのわらを畜産農家さんに提供しています。いわゆる耕畜連携。それが昨年度に事業化させていただきましたスプレッダーを使った堆肥の圃場へ散布する事業であります。皆さん、できるだけこれを使っていただけるとありがたいと思いますが、はさがけにして作ることは大変でありますのでどこまでできるかは市民の皆様とこれから進めたいと考えています。

2つ目、シニアクラブとの連携でございますが、議員も御存じのようにこの世代は先ほどお話がございました水稻栽培でいわゆるケジ取りで大変な思いをされている世代でございます。こういう世代に今からまたケジ取りまたそういったものを使うなというようなことをお願いしていくというためには十分な理解を得る必要があります、今後のオーガニックについてはさらなる研究またお願いということが必要になってくると思います。

3つ目の農村RMOの活用によるオーガニック食材の提供でございます。今回、農村RMOにつきましては郡上市としても前へ進めていきたいと考えています。これは単なる農産品の生産のみならず地域をつくっていく組織に私はなると 생각합니다。

そういった中で、オーガニックというものについて市がどう関与していけるか、これもまた十分な研究が必要ですが、今の3つの御提案、農林水産省の進めるみどりの食料システムの戦略、これにも合致することありますので、市として全面的にいけるのであれば、農林水産省へ足を運び、いろいろな事業計画といったものもやらなければなりません。いずれにしましても今すぐできるものではございませんのでこれを十分研究した上でまた考えていきたいと思っています。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） いろいろ評価を下さり、また前向きな御答弁をありがとうございます。

今、市長がおっしゃったように機運を高める。市民の皆さんの中に、特に農産物を作っている方々に、オーガニック、有機という意識をより強く思っただけのような機運づくり、これは行政の私は大きな仕事かと思います。

そういう意味で先ほど3つの例を申し上げたんですが、実を言いますと、私ごとに関わって大変申し訳ないんですが、恐縮なんですが、私も、日曜百姓といいますか、ささやかな農業をしながらやっているんですが、収量は下がりましたが、除草剤もやめました、大分前に。殺虫剤も使っておりません。これ、なしでできます。工夫次第です。それから、肥料は、まだ完全には有機とはいきませんが、卒業しつつあります。

いろんな方法で、今、工夫や研究がされていますので、こういうのを大いに広めてみんなで有機の郡上をつくりましょうよという機運を高めていただけることをぜひともお願いをして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、野田かつひこ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定しております。よろしくお願いします。

(午前10時08分)

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 池 田 源 則 議 員

○議長（森藤文男） 7番 池田源則議員の質問を許可いたします。

7番 池田源則議員。

○7番（池田源則） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

大項目の1つ目、農村RMOについて。お前はRMOしか知らんのかと言われても仕方ありませんが、8年度に郡上市で新設される農山村再活性化事業と農村RMOの関係性についてお伺いいたします。目玉政策とも言えるこの事業を全市民の皆様に知っていただきたいと思い、あえて質問の場を頂きました。

初めに国が行っている農村RMOについて若干説明をいたします。

デジタルの時代におきましてあえてアナログに挑戦しました。といいますのも、この事業自体がコミュニケーションを図りながらアナログでなければならないと考えるからです。農村RMO、これは田舎の困り事のほとんどが解決できるのではないかと考えます。

まず、3つの柱でできておりますが、1番目、農用地の管理保全。これは、中山地等直接支払制

度の活用など農地の維持、遊休農地の解消とか自給率の向上にも多少は貢献できるんじゃないかと考えます。

2番目の生活支援、移動支援。これは買物の代行、コミュニティバスの運行、除雪等が考えられます。免許証の返納に伴い買物・病院へ行けないといった人たちの支援になろうかと考えます。それと屋根の雪下ろし等が考えられると思います。

3つ目ですが、地域資源活用、経済活動。これは家庭菜園の名残等で年配の人たちが農産物の直売所へ持ち込んでそういう人たちの楽しみにもつながると考えます。また、観光、農家に泊まるといったことが考えられます。

そういった事業で単一集落では困難な機能を近隣の複数の集落で協力をして行うのが農村RMOと理解していますが、なかなかハードルが高く、その取っかかりの事業としてこのたび新設されました農山村再活性化事業があると思われませんが、具体的にどういった事業なのか、伺います。

○議長（森藤文男） 池田源則議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、池田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

○議長（森藤文男） 田代部長、いいですか。すいません。田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、改めまして。今、池田議員のほうからも農村RMOについて御説明があったところですけども、私からももう少し加えて御説明をさせていただきたいと思います。

農村型の地域運営組織、いわゆる農村RMOですけども、複数の集落の機能を補完しまして農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織というものであります。

活動内容としましては、池田議員が説明されたとおり、農産物の栽培を行いつつ水路の清掃や草刈り等により農村景観の保全を行う農用地保全、また農産物の加工、販売、体験交流事業などを行います地域資源活動、また買物支援や移動の支援を行います生活支援に関する取組などを行うというようになっております。

活動範囲としましては、一つの集落では地域コミュニティを維持するための人材や機能を備えることが難しい場合も多いため、複数の集落でまとまって取り組むことが効果的であると言われております。

では、市が令和8年度に計画をしています農山村再活性化事業について御説明をしたいと思います。

まず、今、郡上市の現状ですけども、郡上市の耕地面積は令和7年7月現在2,800ヘクタール、そのうちのり面を含む他の面積が約2,050ヘクタールと耕地面積の73.2%を占め、水稻作付は約960ヘクタールとなっております。その耕地面積の多くが中山間地域に位置しておりまして農業者の高

齢化と担い手不足が深刻化しております。このため、特に山際の急傾斜地などの条件不利な農地の耕作放棄が進み、郡上市の美しく豊かな山村景観の喪失と鳥獣被害の増加、それに伴う地域の活力低下が強く懸念されております。

この事態に対応するため、市では新規事業として令和8年度から農山村再活性化事業を計画しております。この事業は、複数の集落が連携して農用地の保全や農業を核とした経済活動等を行う新たな組織、農村型地域運営組織、農村RMOになりますが、こちらの設立とスタートアップを支援するものです。

条件不利農地及びこれに隣接する里山を一体的に保全・活用しようとする意欲のある取組を、市がパートナーとして支援する先駆的なモデル事業と位置づけ、持続可能な農地・里山管理の仕組みを地域と共に構築し、ふるさと郡上の美しい景観と活力ある地域コミュニティを次世代に継承することを目的としております。

加えて、保全管理にとどまっている農地の食用米の水稲作付地等への転換、この取組を支援し、郡上市における米の増産と食料自給率の向上に貢献することを考えております。

本事業の補助条件は郡上市内の農村RMO及び農村RMOを設立するために形成された団体とし、構成員には中山間直接支払制度の集落協定及び農業法人等の農業関係者に加え自治会、地域づくり協議会等の地域住民組織が参画することとしております。

補助対象となる農地においては販売または自家消費等を目的とし作物の作付から収穫、さらには加工や販売までを視野に入れた一連の営農活動を適切に行うことを条件としております。また、補助対象となる里山においては対象農地への日照障害や鳥獣被害を軽減するため間伐や下草刈り等の里山環境整備を行うことを条件としております。

補助要綱にある条件を満たした申請団体に対しては、農地保全活動支援については10アール当たり1万5,000円、上限は100万円、里山環境整備支援については対象経費の10分の9以内、上限100万円、また水稲作付転換支援として新たに水稲を作付する活動については10アール当たり1万円、上限20万円の補助を想定してございます。

国補助事業の農山漁村振興交付金における農村RMOの立ち上げ等の支援においては複数集落で取り組むことを補助条件としておりますが、市の農山村再活性化事業は1つの集落であっても補助条件を満たしている団体であれば支援していくこととしております。

平成26年3月に施行されました郡上市住民自治基本条例の基本理念は「まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長等とともに協働によるまちづくりを進め、いつまでも住み続けられる郡上市を目指します」とされています。高齢化や人口減少の振興により農村集落を維持する機能が弱体化し農業生産活動のみならず農村地域の課題解決が必要とされる中、地域の農業活動、農業維持に取り組みながら地域課題の解決に積極的に取り組む集落、自分たちのことは自ら取り組む地域を応

援していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上であります。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 池田源則議員。

○7番（池田源則） ありがとうございます。市内のあちらこちらから問合せが来てこの事業が盛り上がることを期待いたします。

それでは、大項目2つ目のジビエの有効利用について伺います。

近年、全国的に鳥獣被害が進行する中で捕獲された鹿、イノシシなどのジビエを地域資源として有効活用する取組が注目されております。

表のほうをお願いします。別表のように市のほうから情報を頂きましたので若干説明をいたします。

これは鹿に限ってですが、鹿の捕獲頭数、令和6年は3,960頭、そのうち施設へ搬入された頭数が669頭、今年度ですが、見込みで2,900頭、施設の搬入頭数が670頭というふうな形になっております。

後ほど触れますが、狩猟者に関してですが、今年度293名で鉄砲の資格を持ってみえる方が139人、わなの資格を持ってみえる方が272人ということで、これはかぶっておりますのでこの数字だと思っています。

これを踏まえまして、郡上の山で育った高たんぱくで低脂肪で健康にも優れたジビエ肉には、食料としての価値はあると思われます。先ほど17番議員が給食について触れられましたが、子どもたちが地元の食材を知り地元への理解を深める大変有意義な取組と考えます。ジビエ肉を提供することで食育を通じて命の大切さやSDGsにも関心を持ってもらえると思います。

過日2月18日に開催されました郡上シェフクラブによるジビエ料理対決「郡上クッキング選手権食王」の審査員として山川市長、森藤議長も出席されました。

なお、3月7日に行われたジビエ里山キッチンの中でも山川市長が試食されたと聞いております。

また、そのときに一般の人にも試食され、そのアンケートの中に給食にも出してほしいという回答が3件ほどあったとお聞きしております。

こうした地域の取組を踏まえますと、ジビエは単に鳥獣被害対策の副産物としてではなく、地域資源として活用し食育にもつなげることができると考えます。例えば、学校給食においてカレーなどに小さく切って、まずは口にしてみようということができれば、子どもたちが食文化や命の大切さを学ぶよい機会になると考えます。猟友会の方々は調理の場で包丁を使うことなく、そのまま使用できるように小さくカットできると考えております。

ほかの自治体では既に始まっております。関市の事例では、市内、上之保、武儀、富野で捕獲さ

れた鹿肉を活用して、ジビエカレー、鹿肉と里芋の孫六みそ絡めなどといったメニューが学校給食で提供されております。

猟友会のメンバーの中で命の貴さを教える場を設けてもらえれば学校へ出向いて子ども向け用に演劇を交えて講演をしてもいいと、そういう話も伺っております。

命の大切さ、食育の観点から地域資源の活用の視点、そういう観点から我が市での学校給食への取組について研究・検討していく考えがあるのか、市の見解をお伺いします。それから、質問に対する回答には担当部署としておりましたが、さきのコンテストに参加された感想と市長からもコメントが頂ければありがたいです。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 学校給食につきましては、教育の一環として実施され成長期の児童生徒に栄養バランスの取れた安全安心な食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを目的とします教育活動として位置づけられております。市内産の農作物を積極的に使用しながら、給食の内容の充実を図り、衛生面や食材の安全対策を徹底して、安心安全でおいしい学校給食の提供を心がけております。

学校給食でのジビエの利用については、まだ十分に広がっていないのが実態です。学校給食でジビエを体験することは、地産地消の取組の一環として食育効果が期待できるとともに、子どもたちが地元に対する関心を深めるよい機会になると考えております。

国の動きとしては、令和3年に環境省がサステナブルで健康的な食生活の提案を公表しており、一人一人が取り組めるアクションとして鹿肉やイノシシ肉を食生活に取り入れることを提案し、貴重な資源を無駄なく使うことにより地産地消の一形態として地域の活性化にも貢献するものとしております。

農林水産省の令和6年度の調査結果によりますと、ジビエを給食に取り入れている自治体は全国で263に上り、増加傾向にあります。ジビエが身近な自然環境で生まれ、地域食材であることや、鳥獣対策が地域を守る活動であることを、学校関係者や保護者に認識されていることが要因となっております。

学校給食では地産地消、食文化、生命や自然環境の理解を深める観点から地域で捕獲したジビエを活用することは生き物の大切な命を感謝して頂く気持ちを深めることとなります。さらに、子どもたちの成長と健康に配慮した献立の提供や郷土料理などの食文化の継承にもつながり、健全な心身を養い、豊かに人間性を育む基礎にもなります。

ジビエを給食に利用するには、令和2年に施行された改正食品衛生法に基づいた衛生管理が義務づけられております。また、食肉処理施設に対する衛生管理等の認証として、農林水産省が定めま

す国産ジビエ認定制度や県が定めたジビエの認定制度があり、岐阜県ではぎふジビエ衛生ガイドラインを定めており、これをクリアした肉がぎふジビエとなります。

学校給食としてジビエを利用するには、まず1番目に安全性の確保、2番目に価格・供給量等の確保、3番目に学校関係者等の導入の検討、4番目に調理手順の確認、5番目に給食の実施といった手順が必要となっておりまいます。また、販売コストの安定性を図ることができるかが大きな問題となります。

ジビエは一般的な食肉に比べまして仕入価格が高くなるのが現状であり、物価高騰が高まっている昨今は厳しい状態にあります。ジビエ給食につきましてはこれらの条件を整備した上で取り組んでいかなければならないと考えております。

県内では議員から御紹介がありました関市では、既にジビエ給食を取り入れております。鹿肉を粗びき肉に加工したものをカレーとして提供しておられます。これらの先進地の取組を参考にしながら、郡上市での実現を模索してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） 簡単なコメントになりますが、よろしくお願いします。

ジビエ、特に鹿肉につきましては良質なたんぱく質でこれは非常に西洋では長い歴史のある食べ物。日本でもたくさん食べられてまいりましたけれども、これを給食でどうするかということが今回の質問だと思います。

さきに、郡上シェフクラブの皆様方が調理してくださった、低温での鹿肉また海鮮のスープの中に入れた汁、この2つを頂きましたが、両方とも大変おいしかったです。私の印象では、ジビエが郡上で始まった頃は鹿肉はばさついていて、いま一つどうだろうと思ったときがありましたが、ここまで生まれ変わるかというほどおいしくなっております。また、大和の道の駅で皆様に振る舞われました試食会、ソーセージもございましたし、シチュー等もございました。あの鹿肉のシチューは絶品だと思います。

そういう意味から、先ほどの17番議員の質問にもありました郡上の産品、特に山野で育ったこういった鹿肉、ジビエをどう給食へ取り入れるか、今ここですぐというわけにはいきませんが、皆様に、ジビエへのすばらしさというもの、そして山で捕れた命を大切に食べさせていただくといったこともこれから広げていき、その中で給食への導入ということも考えていきたいと思っておりますので、時間はかかると思いますが、前向きには検討したいと思っております。

以上です。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 池田源則議員。

○7番（池田源則） 大変ありがとうございました。市長のコメントをきっかけに表中にあります猟

友会のメンバー不足の解消とかそういうことに少しでも貢献できればありがたいと考えます。

時間を大変余しておりますが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、池田源則議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどを予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前10時43分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 原 喜与美 議員

○議長（森藤文男） それでは、16番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回も2項目についてお尋ねをいたしますが、よろしくお願いいたします。

まず、最初に人口減少がもたらす地域コミュニティの維持についてお伺いいたします。人口減少がもたらす問題は多種多様であります。その中で今回は地域コミュニティの問題についてお伺いしたいと思います。この問題につきましては以前に3番議員よりも質問があり重複するところもありますが、よろしくお願いいたしますと思います。

地域社会の維持には、現在は自治会が地域をまとめ、地域のコミュニティをしっかりと保ち、維持・存続に力を入れておられます。そこで心配をいたしますのは、人口減少によって地域のまとめ役やかじ取り役のいわゆるリーダーとなる方が減少していき、リーダー役の人材不足が懸念されております。加えて、自治会の役員の成り手不足も始まっているというふうにお聞きをいたしております。

現在は、戦後生まれのいわゆる団塊世代の方々が地域の役員を引き受けて務めておられるように思われます。この世代の人口は多く、戦後間もない時期を生き抜いてこられた方々で頑張り屋の方が多いように思われます。地域に対する愛情にも厚く責任感の強い方が多いようでございます。そうしたことから進んで地域の役員を引き受け、また地域のために御努力を頂いているように感じております。誠にありがたいことだと感じております。

しかし、この世代の方々も80歳を迎える年となっております。今が一番充実した時期かと想像いたしますが、いましばらくは団塊世代の方々に頑張ってもらえるということで維持に対しては心

配がないかもしれませんが、この先10年、20年、30年後にはこの方々も申し訳ないが人生をリタイアされていく時期になろうかと思えます。したがって、リタイアされた後のことをしっかりと今のうちに検討しておかなければならないということが必要であると思われることであります。今のうちです。

いわゆる10年、20年また30年先の地域コミュニティ、いわゆる自治会の在り方をいかにすべきか、議論を今のうちに重ねておかねばならないと思えます。また、次のリーダーの育成には現在の30代から50代の年齢層の方々に頑張ってもらい必要がありますのでそうした年齢層の方々に将来的なアプローチが必要ではないかということを感じております。そして、地域コミュニティを維持していくには地域のいわゆる併合も大きな一つの案だというふうに考えております。

そうした中におきまして、執行部としては、この先、どのような方策でもってこの難題を切り抜けられる方針でおられるか、お伺いをいたしたいと思えます。市内全域に関わりますので担当の副市長より御答弁を頂きたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

乾副市長。

○副市長（乾 松幸） まずは、これまで地域の最前線で多大なる御尽力を賜っております、団塊の世代の皆様には深く郷土愛と責任感を持って支え続けていただいていることに対しまして改めて敬意と感謝を申し上げます。

議員の御質問であります、自治会を維持していくための課題をいかに乗り越えるかという点についてお答えをさせていただきます。

次なるリーダー候補である、30代から50代の現役世代のアプローチについてであります、この世代は仕事や育児、介護など多忙な生活環境にあることから従来の慣例に基づく負担の大きい自治会運営をそのまま引き継ぐことは現実的に難しい面があると認識しています。このため市といたしましては自治会活動の負担軽減につながる取組をしていきたいというふうに考えています。

一つは、スマートフォン等を活用した情報共有の仕組みづくりなどにより、自治会活動のデジタル化を支援していく予定でございます。新年度では新たな情報共有の柱として、市公式LINEの運用を開始することにより、これまで紙媒体が中心であった行政情報をスマートフォンへ直接お届けすることで、市民の皆様が必要な情報をより迅速かつ手軽にアクセスできるようになることや、イベント案内や緊急情報などもリアルタイムでお知らせすることができますので日常生活や防災、安全対策にもお役立ていただけるものと考えています。

また、この3月から、一部であります、各家庭に毎月配付している自治会配付文書や回覧文書について市のホームページへの掲載を開始しました。これにより、スマートフォン等からいつでも閲覧することが可能となり、将来的な自治会文書のデジタル化にもつながるものと考えております。

こうした取組を通じ自治会役員の事務的な負担の軽減を図り、少しでも現役世代の方々が地域活動に関わりやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

次に具体的な支援策として9月議会の一般質問の折に申し上げました集落支援員制度の活用を図っていきたいと考えております。この制度の活用により自治会役員の皆様が抱える事務的な負担を軽減することで地域の意思決定や地域づくりといった本来の役割に専念していただけるのではないかとこのように考えています。

議員が御心配される課題は市としても大変重要な課題と認識しており、地域運営の伴走者としての集約支援員の活用を通じて役員の成り手不足などの課題解決に向け取り組んでまいりたいというふうに思っています。

また、議員から御提案のありました地域の併合についてでございますが、自治会は地縁に基づく自主的な組織であります。それぞれの地域が培ってきた歴史や文化を尊重する観点から市が一方的に再編を促すものではないと考えています。人口減少が進む中で単独での組織維持が難しくなる地域が出てくることが想定されることからまずは防災訓練や環境美化活動などを近隣自治会と共同で実施することにより緩やかな広域連携を進めていくことが現実的な対応と考えており、その過程の中で地域の皆様に将来的な組織の在り方について議論していただくことが重要であるというふうに認識しております。

さらに地域コミュニティの維持という点ではコロナ禍において感染拡大防止のため地区総会や地域行事、懇親の場などが中止や縮小となり住民同士が顔を合わせる機会が減少したことが地域のつながりや連帯感を薄れさせた一つの要因であるとも思います。現在は各地域においてこうした顔の見える交流が再開されてきているようですが、この交流の積み重ねこそが地域コミュニティの基盤であると考えますので市といたしましても地域の皆様が交流を深めつながりを取り戻していけるような地域コミュニティの基盤である機会づくりを後押しすることができればと考えています。

自治会は自らが治めることを旨とする団体ですが、その衰退は行政からの情報や支援が地域に十分に行き届かなかつたり地域の要望や課題が行政に十分伝わらなくなったりすることから結果として行政サービスの提供にも支障が生じることになります。加えて地域の防災や高齢者の見守り、子どもたちの安全対策といった日常的な活動も滞り、地域全体の安全や安心の低下にも直結する重要な課題です。団塊の世代の方々が築いてこられた地域の絆を次の世代へ確実につないでいくため市といたしましても過度な介入は避けつつ決して放置することのない支援体制の構築に努めてまいりたいと考えていますので御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 原喜与美議員。

（16番議員挙手）

○16番（原 喜与美） 詳細にわたった答弁、誠にありがとうございました。私の思いの答弁でありましたので大変気分をよくいたしております。

自治会そのものの今後の在り方また地域の今後の在り方、今、副市長から御答弁がありましたように、コロナの関係もあって特に地域コミュニティが悪くなっておるということは皆さんも御承知のとおりかと思います。急にコロナ前に返ることは難しいかと思いますが、自治会につきましては、今、答弁がございましたように、自治会の軽減負担やとか、または、私はどうしてもアナログ時代で申し訳ないんですが、デジタル化によって今の新しい世代はそういう方々で切り開いていってほしいと思いますので、今、副市長から御答弁がありましたように、緩やかなという言葉、私も今好きな言葉とお聞きをしたんですが、地域間の交流等も含めて地域自治会がそれぞれ仲よく併合できるというようなことになれば一番理想かなということも思いますので。

いずれにしても、人口減少問題、なかなか歯止めが利かないという状況にありますので、人口減少とともに、またコロナで失った地域コミュニティを何とか具合よく元に戻していってほしいなと思いますので、今、答弁がありました内容でもってこの先進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。指定管理団体に業務委託をしている温泉施設について伺いをいたしたいと思います。

市の公共施設で指定管理者に業務委託している施設は、実に、全部でございしますが、60件に上り、指定管理料を支払って運営をお願いしておる施設も14件あります。指定管理料も、年間、これは6年度の実績ですが、1億1,376万4,000円に上っております。これらの施設は本当に必要なのか、この先も市民のために絶対に残して管理していかなければならない施設なのか、幾つか疑問に思う施設もございします。

市の公共施設適正配置計画、この計画書でございしますが、これは議員皆さん全員が持っておられると思うんですが、その計画の中ではこれらの全ての施設について今後の検討がなされているところであります。また、適正配置計画については1番議員また18番議員からも質問がありましたのでよろしくお願いしたいと思いますが、特に、今回、私は、温泉施設に限ってといいますか、限定をいたしまして伺いたいと思います。

温泉施設は確かに市民の皆さんの癒しの場としてゆっくりとくつろいでもらう絶好の施設であります。私も温泉が大好きですので利用をさせていただいております。

市の温泉施設は現在3か所ございします。高鷲町の湯の平温泉、大和町のやまと温泉やすらぎ館、明宝の湯星館、この3つがございします。これらの施設の概要につきましてはタブレットに載せておりますので御覧いただきたいと思います。

タブレットを見ながら御説明をしたいと思いますが、湯の平温泉につきましては建設されたのは

平成5年で経過年数が32年、耐用年数が22年ということで既に耐用年数を過ぎているという状況でございます。指定管理料が年間400万円、指定管理者は奥長良観光開発株式会社さんをお願いをしているという状況です。

やまと温泉やすらぎ館につきましては平成11年の建設で経過年数が26年、耐用年数は31年ですのでまだ少しはございます。指定管理料は年間116万8,000円、指定管理者は郡上大和総合開発株式会社さんをお願いしてあるということでございます。

明宝温泉の湯星館につきましては平成7年の建設で経過年数が30年、耐用年数が31年で大体耐用年数に来ておるという状況下でございます。指定管理料は1,400万円、指定管理者はめいほう高原開発株式会社さんをお願いをしているということでございます。

利用状況がその下にございます。令和6年度を見ていただきたいと思います、湯の平温泉は6万6,000人ほど。これ、年間です。やまとやすらぎ館が16万3,800人ほど、湯星館については5万1,700人ほどというようなことで、コロナのときにはぐんと減りましてコロナ前にはまだどうも戻っておらないというような状況下に見えます。

収支状況はその下の表を御覧いただきたいと思います、3施設とも収支は三角がついております。いわゆる赤字状態という状況でございます。これには指定管理料は含まれておりませんが、指定管理料を含めてもこの三角は3施設とも消えないというような状況下にあるのが現状でございます。

こうした状況にあるということで、これらの温泉に私も温泉が好きですので入ってまいりました。私の感想も一緒に申し述べさせていただきます。

湯の平温泉につきましては経年劣化がかなり進んでおります。また、浴室がちょっと狭い。食事をするところがない。立地条件は近隣にスキー場がありますのでまあまあであるというふうに感じました。入館料は大人800円。平日の入館者をお聞きますと30人から50人ということでありました。土日はスキーの関係等の方もあって300から500ということで私の総合点からいきますと湯の平温泉は三角でございます。

やまとやすらぎ館におきましては、これは施設も新しくてまた広々としておりまして、大変気持ちがいいというか、そういう感じを受け、立地条件も大変いいというような状況下であります。食堂も併設されております。入館料はよそよりちょっと高く850円。平日のお客さんはやっぱり1桁違います。200人から300人、土日は800から1,000人ということでございました。私の総合評価は二重丸とさせていただきます。

明宝の湯星館につきましては経年劣化が気になる。ひどいとか目立つところまではいきませんが、ちょっと気になるという状況であります。浴室もちょっと狭いかなという感じを受けました。立地条件は、隣にスキー場があるんですが、都市部から、都市といいますか、市街地からいう

と若干山奥に入るということで立地条件はあまりよくないというふうに感じました。食堂は併設されております。入館料は大人800円。入館者は、平日40人から50人、土日はスキー客等もあつて500から600人。そういうお話でございました。私の総合点では1つ丸ということで。

この3つの温泉を順位につけますと、やまとのやすらぎ館が二重丸、明宝の湯星館が1つ丸、高鷲の湯の平温泉は三角というふうな状況で点数をつけさせていただきました。

以上、申し上げましたようにどの施設も経営状況は厳しいものがございます。特に湯星館また湯の平の2か所については厳しさを感じました。地元の皆さんの憩いの場であることは理解できますが、この先どこまでこれを続けるのか。そのときが来てからでは遅いことになると思われます。

また、3施設合計での指定管理料は1,918万1,000円となっており、このほかに借地料として393万9,000円ほどは市が負担しております。合計で2,312万円ほどを市が負担しているということになります。加えて修繕費等のランニングコストもこれに加わってきますのでこの先は厳しいということが想定されます。

美並町の子宝温泉については地元の有志団体が後を継いで経営を始められました。順調にスタートされた様子でありがたいことだと思っております。こうした地元の力、いわゆる地域力が大切で、地域にこうした力が生まれてくることを望むものであります。

さて、この3施設で湯の平温泉と湯星館は耐用年数を先ほど申し上げましたように過ぎておるような状況であります。やまと温泉については、指定管理者が、他の施設、古今伝授の里とかまたは旬菜館などいろいろな方面での管理もされておまして総合的な運営体系で事業を進めておられます。今後もしっかり見守っていく必要があろうかと思います。

適正配置計画の中では、これら3施設の今後の対応として、湯の平温泉については民間への施設の譲渡、運営の譲渡を考えたい、やまと温泉については最も利用が多く他の施設も含め安定した経営を続けてみえるので当面は指定管理者に任せて状況を見守りたい、湯星館につきましては、地域のことを考慮し、温泉施設を残し、施設の譲渡について検討したい、以上のようなこととなっております。

適正配置計画の年次計画の中では、令和3年度末までに検討を終え、令和10年度までには検討結果に基づいて作業を進めていくということになっております。当初の目標の令和10年もあと3年でそのときが参ります。現在の状況と今後の見通しにつきまして担当部長よりよろしく願いたいと思います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 失礼します。原議員からの指定管理として施設管理を行っております温泉施設の今後の在り方及び対策についての質問に答弁させていただきます。

現在、市内には8か所の日帰り温泉施設があり、うち3か所が市の指定管理施設となります。このほか1か所は円空の湯となりますし、温浴施設として1か所があります。

公共施設適正配置計画において各施設の方向性につきましては機能と施設の区分により分析・評価をしております。指定管理施設であります3施設については、いずれの機能も継続とし、施設は検討とさせていただきます。

この機能の継続という定義につきましては、現在の施設が持つ機能、施策や事業等ですが、こちらの用途を今後も市や地域、民間事業者等により実施していくものとなります。また、施設の検討という定義につきましては、現時点として施設の方向性を示すことが困難であり、今後も継続的に検討を要するものとさせていただきます。

そこで、市の指定管理施設であります、3施設におきます現在の状況と、現状におきます今後の見通しについてそれぞれお示ししたいと思います。

初めに、やまと温泉やすらぎ館についてです。この施設につきましては、郡上大和総合開発株式会社が指定管理者となっておりまして、5年間の指定管理期間として今期は令和8年度末を終期とさせていただきます。

本施設は、当該指定管理者が管理しております道の駅や、民間のホテルと隣接しておりまして、大和地域の観光拠点の一つと認識しております。道の駅につきましては、公的な団体による設置・管理が義務づけられており、これらと合わせた一体的な管理が有効と考えられます。よって、議員がおっしゃられるとおりその方向性につきましては慎重な検討が必要と考えております。

次に、高鷲町にあります湯の平温泉です。本施設は奥長良観光開発株式会社が指定管理者となっておりまして、5年間の指定管理期間で終期は令和8年度末となっております。

高鷲地域におきましては、本施設のほかに民間の温泉・温浴施設が3施設ありまして、地域内におけるこうした類似施設との関係性を加味しながら検討していく必要があるかと思います。また、仮に施設の譲渡を進めるに当たりましては、その譲渡先の第1候補者は現状の指定管理者となりますので、現指定管理者の意向も確認しながら検討していくこととなろうかと思います。

最後に、明宝にあります湯星館です。当該施設につきましては、めいほう高原開発株式会社が指定管理者となっておりまして、指定管理期間は3年、終期は令和9年度末となっております。

湯星館につきましては、明宝地域唯一の温泉施設であります。その入館者数につきましては、議員がおっしゃられるとおり、近接しておりますめいほうスキー場の入り込みと密接な関係があると考えております。

湯星館につきましては、これまで明宝温泉開発株式会社による指定管理となっておりますが、今年度におきまして、めいほうスキー場の運営会社であるめいほう高原開発株式会社に、株式の譲渡が行われたことにより子会社化され、その後において当該会社に吸収されることとなりました。

指定管理につきましては、議会にも報告させていただいておりますとおり地位の承継を行っております状況です。温泉施設とスキー場の連携につきましては、市としましてもスキー場運営会社としましても双方が重要視しております。一体的な運営を図っていくため、当該施設の譲渡に向けた協議を進めております。

温泉施設は、設置条例にありますとおり市民の福祉の向上、健康の増進、加えまして観光振興に資するものとなっております。一方で、長期的な財政負担と施設の老朽化という課題も抱えておりますので、公共施設適正配置計画に基づき、持続可能な運営体制を模索しながら公共性と継続性を確保しつつ、財政負担の抑制と地域の力を生かす方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、観光課所管の指定管理施設の在り方とはなりますが、温泉施設のみならず十分な検討を行いまして、仮に維持をしていく場合におきましても経費の削減につながりますよう、指定管理者と責任分担の見直しを行う等、議員御指摘のことも踏まえながら取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上、答弁させていただきます。よろしくお願いします。

(16番議員挙手)

○議長(森藤文男) 原喜与美議員。

○16番(原 喜与美) 御答弁ありがとうございました。詳細にわたって答弁を頂きました。ありがとうございます。

これら3施設ともに地域の皆さんにとっては思いの籠もった施設であります。いざなくなるといふことになるとこれは地域の皆さんにとっては大変寂しいといえますか、思いの籠もった施設であるがゆえに難しいことかと思いますが、現状の財政の中でこの先を見ていきますと、今、答弁にありましたように、しっかりと現在の指定管理者の方々と相談の上、いい対策を練っていただきまして落ち着いていただければありがたいということを思います。

以上、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、時間を少し余しましたが、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(森藤文男) 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前11時31分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（森藤文男）　ここでまた皆様方をお願いを申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくか電源をお切りになるか、配慮のほうよろしくをお願いをいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条により、傍聴される方は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしくをお願いをいたします。

◇ みずの ま り 議員

○議長（森藤文男）　それでは、5番　みずのまり議員の質問を許可いたします。

5番　みずのまり議員。

○5番（みずのまり）　5番　みずのまりでございます。

通告に従い質問いたします。やっと自分の番が来ました。最後になりましたが、よろしくお願いいたします。

日本列島を強く豊かに。高市首相のスローガンでございます。これがなぜ日本ではなく日本列島なのか。東京一極集中からの脱却とか全国全ての地域に光を当てるとかといった意味が込められているわけですね。地方が豊かにならなければ日本は豊かになり得ない。そういう話ですね。この話は地方の中においても同様のことが言えると思います。例えば、郡上市という自治体においてもそうです。郡上市が豊かになるためにはそれぞれの地域が豊かになる必要があるでしょう。本庁が幾ら頑張っても地域がついてこれなかったら意味はないわけです。

今回の一般質問は地域振興についてです。そして、これは私の総務常任委員会での2年間の活動の成果でもございます。さようなら、全ての常任委員会。間違えた。総務常任委員会。そういう気持ちで臨みますのでどうか皆様よろしくお願いいたします。

今年度、本庁では大規模な組織改革がございました。まさにスピード感あふれるというか、あふれ過ぎて寝耳に水みたいな改革だったわけですがけれども、本庁の方々は一歩一歩は大変だろうと思われます。

さて、そうした中で本庁だけでなく各地区の振興事務所でも副所長兼課長職が廃止されるという大胆な組織改革が行われました。振興事務所における副所長というのは課長の仕事と所長の補佐をしていたんですね。それがなくなったわけですので現場は大変な衝撃を受けておられました。

振興事務所の所長の仕事って本当にいろんなことをされているんですね。夜中に電話で起こされるとか公式・非公式を問わず気が休まらない。そういう仕事なんですね。それだけに副所長の補佐がないととても成り立たないらしいんです。振興事務所の所長と副所長の関係は野球でいったらピッチャーとキャッチャーの関係ですよ。フィギュアでいえばくりゅうペアみたいな関係なんです

ね。とても尊いんです。それが「明日からピッチャーとキャッチャーを同時にやってくれ」とか「もうペア解消ね。明日からあなたは1人2役で踊ってね」と言われるわけですよ。これは結構ショックな話ですよ。

所長に仕事が集中するだけでなく、特に危機管理の面で大変な懸念が示されています。大雨や地震、災害のときにどないするんやということですね。振興事務所には会計年度職員の方もお見えになるんですが、そういう方にはいざというときに頼めないわけです。土日の緊急時に誰が詰めて対応するんや。初動対応を所長一人で担うんかと。もちろん本庁は何かあったら呼んでくれと言うけれども、この辺はかなりきめの細かい動きをされていてそう言われてもそんな何かあるたびに呼ばれへんと言うわけですよ。これはやっぱり納得いかないですよ。

市長は施政方針で地域振興推進を挙げているんです。でも、これは果たして推進になっているというね。地域振興の推進と人員の縮小を両立させるためには、まず業務の整理や削減を先にやって、その結果として人員を見直すというそういう計画性と順序が必要だったんじゃないかなと思います。ところが、仕事を現場に残したまま重要なポストから削っていつている。順序が逆なんじゃないのというね。

また、改編の理由について現場への説明がないという声も上がっています。もちろん職員は服従命令や辞令に従う義務がございます。そこに説明なんかは一々必要ないわけです。民間にせよ自治体にせよ組織とはそういうものです。ですから、人事異動については説明がなくてもいいですよ。でも、政策決定には説明が必要でしょう。

通常の人事は人が動くわけです。それが人事異動ですね。そこは説明がなくても問題ないわけです。「命令だから」でいいんです。でも、今回は組織の機能そのものが変わったわけです。副所長の廃止は単なる人の配置替えにとどまらない。現場の決裁権限、災害の対応体制、判断能力、業務の構造、業務フローそのものを変えているわけです。つまり、これは辞令の形を取っているけど実質は政策決定なんです。そうなるとう説明がないことへの理不尽は次のように言語化できると思います。

職員への説明がないことは人事上は問題ないかもしれない。しかし、なぜその組織改編をしたのかという政策的根拠は議会にも示されるのと同様に現場にも説明する必要があったよねと思いますよ、私は。つまり、もっと簡単に言うと政策的意思決定は職員にもちゃんと示すべきじゃないの。

ここで質問です。地域振興を推進するパートナーの現場体制が組織改革によってかえって脆弱になっちゃったよと。これは施政方針と矛盾します。

そこで1点目です。副所長廃止の判断に当たり各事務所の業務量、災害対応、判断機能への影響についてどのような精査が行われたのか。その判断は妥当なものだったのでしょうか。また、今後のことですが、現場の混乱や業務への支障が予想されます。そうしたことから本庁への業務引揚げ

とか定期的なヒアリングなど振興事務所へのフォローアップやバックアップが必要ではないでしょうか。

追加で所長枠予算についてもです。結果的に予算額が減っただけで使い勝手は以前と変わらないよ、つまり使いにくいよといった声も聞かれます。振興事務所の自主性の尊重や権限強化が依然として不十分ではないでしょうか。

以上3点について本庁の考えをお示してください。

○議長（森藤文男） みずのまり議員の質問に答弁を求めます。

置田副市長。

○副市長（置田優一） それでは、お答えいたします。

まず、振興事務所の業務量及び災害対応等の精査についてですが、振興事務所の業務量については所長・課長との対話や日常の業務を通じて本庁としても把握はしております。現場の業務量や決裁が所長へ集中することの懸念については、確かに現状の業務をそのまま引き継げば所長の負担は増えます。しかし、今、目指すべきは市役所の組織をこの先もしっかり機能させることだというふうに考えています。

例えば、防災対応におきましては、今回、本庁に防災安全課を新設しました。災害時の初動は振興事務所が担いますが、そこから先の判断や対応は本庁が主導し現場の負担を増やしたり混乱させないという体制を構築することとしています。所長一人に過度な負担を強いるのではなくて郡上市役所という一つのチームとして現場を支える、そのためのフラットな組織化であることを御理解いただきたいというふうに思います。

次に振興事務所のフォローアップについてお答えいたします。

業務の整理・削減を先に行うべきという声はごもっともであります。待ったなしの状況下においてスピード感を持って変革を進めながら同時に業務改善を図っていく手法を取らせていただきました。

具体的なフォローアップとしましては令和8年度より各振興事務所にタブレット端末を配置します。これにより窓口へ相談に見えた市民の皆様が直接本庁の担当部署とやり取りができる体制が整いますので、振興事務所の相談業務等の負担を明確に軽減し、実質的な本庁の役割強化につなげていきます。

次に所長枠予算と現場の権限についてお答えいたします。

市民協働の推進と振興事務所の体制見直しというものは決して矛盾するものではないというふうに思っています。行政の手厚い人員に頼る地域づくりから地域協議会などをパートナーとした住民主体の地域づくりへ移行していく過渡期だからこそ振興事務所は自ら事業を抱え込むのではなく地域の自立をサポートする役割へとシフトしていく必要があるというふうに思っています。

所長枠予算については現状においても所長の裁量によって地域の実情に合わせた多様な事業に活用できる仕組みというふうになっています。ここで何よりも重要になるのは制度上の権限以上に所長自らが地域に足を運び住民や各種団体の皆様と対話を重ねて現場の課題をすくい上げるという主体的な行動力であるというふうに考えます。

今後、地域振興の最前線に立つ所長が自ら汗をかき知恵を絞ってこの予算を効果的に活用し地域のパートナーシップを強化できるよう本庁としても後押しをしていきます。その上で制度の運用面において改める必要があれば見直しや改善は適宜図っていきますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5 番（みずのまり） 説明ありがとうございます。これはまだやってみて見えていない部分があると思いますので、やって終わりではなくてしばらく様子を見るとか今後注視していかないといけないのかなと思います。

現場では、地域の振興事務所はこれからどうなっていくんだろうか、そんな自分たちの居場所の行く末を案じる声も職員にはございました。先の見通しがないまま仕事をするのは不安です。現場のモチベーションが低下します。

中央は中央、周辺は周辺という国政が何をつくり出してきたか。人口減少と一極集中で私たちのふるさとはどうなりましたか。本庁は本庁、地域は地域という考え方でいいんでしょうか。郡上市の未来というのは、本庁だけでも地域だけでも、そして議会と市長が幾らここで議論を尽くしてもそれだけではつukれないと思います。みんなで同じ方向を向いていかなければ改革はどこかで空回りしていくんじゃないでしょうか。

今回の組織改編で現場に何が残りと何が失われたのか、まずはそれを共有していくことが私たちの第一歩ではないかなと思います。地域には様々な課題がまだまだ残っています。改革もまだまだこれからだと思いますが、どうか本庁には現場と丁寧な対話を重ねて進めてほしいと思います。地域社会を強く豊かに、共に郡上市の未来を思い描いていただくことをお願いしまして次の質問に移りたいと思います。

次は地域協議会についてです。

市長は施政方針において地域協議会を自立した地域運営組織の母体と位置づけておられます。この地域運営組織なるものなのですが、昨今はRMOと呼ばれています。これの農業版が農村RMOですね。観光はDMOと呼ばれていますね。理屈は同じです。何が決定的に違うのかというと自主運営をしているという点ですね。

ここで資料を御覧ください。これですね。これは私が市の資料を元に描いたオリジナルのイラスト

トなんですけれども、左の図は現在における地域協議会の在り方です。地域協議会は市が規則でもって設置しています。市がつくったフレームの中でやっていただいているわけです。予算も無条件で市がつけてくれます。

これに対して右の図が地域運営組織と呼ばれるもののイメージですね。左側は市との関係が縦になっていますね。従属関係で縦のイメージなんです、それが横の関係に変わっていくわけですね。RMOというのはこのように横に広がっていくイメージなんです。

ここ、下のほうに集落支援員とありますが、要は市のスタッフが専属でついて組織をフォローしますよというようなものだと考えられます。自ら問題意識を持って行動し、自分たちで運営する。それがRMO、地域運営組織です。

市長が施政方針で述べておられたのはこれを目指してまずは明宝・和良で試験的にやってみるよということだと思います。この方向性は私はすごくいいことだと思っています。

ただ、ここで一つ問題があるのは設立が目的化していくという事態ですね。これも、日本の行政あるあるの問題なんです、制度や看板だけが新しくなって結局中身は同じ。旧来の組織、旧来の人間関係、慣行がそのまま継続するというパターンですよ。これはめちゃくちゃあるあるなんですけども、これは避けたいですよ。移行の過程で現在の諸問題を同時にリセットしていければいいと思います。

でも、この地域協議会なんです、地域によって全然違うんですね。これは実際に私は見てきたのではっきりお伝えしますが、世代交代にも成功して若い人たちと年配の人たちが一緒になって活発に活動していける協議会もあればこれといった活動もないままずっと会議だけが続いているといったような活動が形骸化しているところも一部ございます。古参の委員が居着いてしまうメンバーの固定化とか、地域のしがらみとか特定の人間関係とか、若い人たちがいても活躍の場が与えられないとか、何をやってもたたかれてばかりで若い人たちがしゅんとなっているとか、世代交代とは真逆の状況もございます。

この原因なんですけれども、もちろんいろいろあると思いますが、一つは委員の人数、任期、年齢に関する統一基準というものが規則に存在していないということも一つあるのかなと思います。

規則が緩くつくってあるのは、これは恐らく間違いないことだと思いますが、市民の人たちになるべく自由にやらしてもらうためです。でも、これが裏目に出ちゃうこともあって、これだと逆に長年にわたって在籍し続ける委員に対して誰も何も言えなくなっちゃうんです。もちろんこのような問題を抱えている協議会ばかりではありませんが、こういう問題があることも押さえつついい感じにいいあんばいで新しい運営体制に移行できるといいなと思います。

そこで質問です。改めて執行部にお伺いします。集落支援員制度の活用も含め新しい地域運営組織とは一体どのようなものになるのでしょうか。これ、前半で私が自分で説明しておいて聞くとい

うのも変なんですけれども、いま一度、執行部の口から説明を願えればと思います。また、現状の地域協議会については統一的な基準、規則の整備や見直しが必要ではないか。しばらく地域協議会は続いていきますからこの機会にてこ入れが必要ではないでしょうか。以上2点について伺いたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

置田副市長。

○副市長（置田優一） 初めに市が目指す地域運営組織の姿と集落支援員の役割についてお答えをいたします。

議員が縦から横の関係へと表現されたとおり、市が主導する枠組みから住民の皆様自らが問題意識を持ち主体的に地域課題を解決していく自立した組織への転換、これが私たちが目指す地域運営組織の姿になります。しかし、御指摘のとおり単なる看板の掛け替えや設立そのものが目的化してしまっては意味がありません。

そこで鍵となるのが集落支援員となります。市では、令和8年度に明宝及び和良地域協議会へ集落支援員を配置し、その後、他の地域へも順次展開していければというふうに考えています。この集落支援員は単なる事務作業の代行者ではなくて集落点検や住民の皆様の多様な声を丁寧に拾い上げて地域課題を可視化して地域協議会へフィードバックするそういう役割を担います。地域の現状を客観的に見つめ直すプロセスを集落支援員がサポートし、真に地域に寄り添った新しい運営体制への移行をしっかりと後押ししていきます。

次に現在の地域協議会における委員の固定化等の懸念と統一的な基準・規則の見直しについてお答えをいたします。

一部の地域において活動が形骸化している、あるいは特定の人間関係によって若い世代が活躍しづらい状況があるという御指摘については市としても課題として受け止めております。

この点につきましては市では令和8年度の委員の改選期に合わせて地域協議会設置規則の改正を行いました。具体的には、より地域の実情に合わせた委員構成ができるよう定数の見直しを行うとともに、多様な人材、特に若い世代や女性が参画しやすくなるよう委員の選出に係る条件の緩和等を行っております。一方で委員の選任について市が細かなルールで縛ることはかえって地域の自主性を損なう側面もあります。そのため各地域が目指すビジョンに応じた構成を取れるように一定の柔軟性を残しております。

市としましては集落支援員を通じて各地域協議会の動向を注視するとともに地域の自主性を最大限尊重しながら伴走型のサポートをしっかりと行っていくという考えです。

以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 説明どうもありがとうございます。地域組織は様々なのでケース・バイ・ケースで臨機応変に進めていければいいのかなと思います。

そして、ぜひ市民の方々にもこれは聞いていただきたいのですが、今後、新しいタイプの組織になるにしてもそもそもこうした地域組織は何のためにあるのかということでございます。当たり前ですが、これは地域みんなの生活のためになることをみんなでやりましょうねと。そのためにある場です。なるべく多くの市民の方々に関わっていただく必要がございます。人材育成の場でもあるんです。

その活動の原資は税金です。つまり市民の皆様から集めたお金を使ってやっているんです。お金を出した人たちの中には体が不自由な方もお見えになります。お金を持ってお見えの方もいれば生活が苦しい方もきとお見えになるでしょう。シングルマザーやシングルファザーの方々、お年寄り、新社会人、マイノリティーの方々、いろんな方々がそこにはお見えです。それぞれの立場や価値観や生き方が違ってみんなでお金を出し合っているというのはみんなで支え合っているということなんです。公共の仕事はそうやってみんなで支え合って初めて可能になります。

地域協議会も同じなんです。だからこそ誰か特定の人がそこに居座っちゃうとかつまらないことで言い合いをしたりとかそういう場にはしたくないですね。そして、もっと大事なことがあると思います。活動を楽しめる場にするということです。だってやっている本人たちが全然楽しめないまちおこしに意味なんかありますか。地域社会を強く豊かにするということは私たち一人一人が強く豊かになるということだと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。次は白鳥振興プロジェクトです。

今から18年前、2008年ですが、当時、北陸は中部縦貫自動車道に伴い舞鶴若狭自動車道の開通を見据えていました。当時の経済波及効果を北陸経済連合会が計算しています。それによると、中部縦貫自動車道による経済波及効果はおおよそ1兆6,000億円、就業者誘発数は13.3万人、舞鶴若狭自動車道においては1兆40億円、8.3万人に及ぶとされています。金沢を中心に2.5時間で移動できる圏内に郡上の北部、大和、白鳥、高鷲が、そして高山からずっと行って長野県松本市までが入っています。2.5時間圏内の総人口はおおよそ450万人になります。

中部縦貫自動車道が全線開通すると何が起こるか。まず、北陸3県です。福井県、石川県、富山県ですね。そして、関東、中部、関西を結ぶ巨大ロータリーが出現します。超物流網、超経済網が爆誕するんです。この真ん中に何があるか分かりますか。この真ん中です。この真ん中に、私たちの町、白鳥がございます。

いいですか、皆さん。白鳥からアクセスが容易になる北陸方面の受益圏の総人口は単純計算でも55万人以上に上ります。あと数年で55万人規模の生活圏と白鳥は接続されるんです。そこでどうし

ますか、我々は。我々はそこでお買物もできます。働くこともできます。学校もあるし、病院もあるんです。何なら港や空港もあるんです。海も空もあるんです。その向こうには大陸が広がっています。台湾、韓国、中国、ロシアがあります。広大な未来とリソースがそこに広がっているんです。

我々は今まで人生やビジネスを考えるとときはどうしてきましたか。岐阜市や名古屋市、常に南を向いてきましたね。関東や関西に出るときもそうです。まずは南下しますね。でも、そのような生活はあと数年で確実に変化します。

我々は中部縦貫自動車道の話をするときに「観光が」とかと言っていますよね。違うんです。そうじゃないんですよ。もちろんそれもありますけれども、これはもっと大きな話です。我々の生き方や価値観に関わる話なんです。この山に囲まれた白鳥に生きていることの意味が変わる。これはそういう可能性の話なんです。

だからこそ聞きたいと思います。白鳥振興プロジェクトと白鳥の道の駅についてです。今まで何があったかという、例えば令和6年度に約1,600万円を投じて白鳥振興プロジェクトが立ち上がりました。これ、全部投じていませんよ。全部は投じていませんが、いろいろ合わせると1,600万円をこのときに投じています。それで何ができたか。調査やコンセプトづくりにとどまり、具体的な進展には至っていません。このときに小さいスタジオを造ったんですけれども、この成果も市民には示されていません。

その後、メンバーを一新してプロジェクトはリニューアルされましたが、現在も調査、話合いの段階にとどまっています。ただ、旧プロジェクトに比べると少ない予算の中で何度もミーティングを重ねてこれ、生産性は非常に高いものになったと思います。しかし、本来なら他市と協働した事業が複数立ち上がっていてもおかしくないし、意味が分かっていたら白鳥の人たちは今頃目の色が変わっていないとおかしいんです。こうした事業は地元の各種団体がこぞって連携して進めていくのが理想的ですね。でも、残念ながらそのような動きは一切ございません。

こちらを御覧ください。これは現在の白鳥振興プロジェクトで集った若い人たちが様々なアイデアを出し合って作ったプロジェクトの全体イメージです。せっかくこうして若い人たちが集まって何かを考えてもこのままだと空回りに終わってしまいそうです。結構いい感じのイメージなんですけれどもね。いろいろ考えておられます。

そして、もう一つの問題が白鳥の道の駅です。白鳥が高規格道路網の結節点になり得ることを考えると白鳥の道の駅というのは抜きには語れない最最重要拠点です。しかし、白鳥では、その道の駅自体、長らく経営改革は手をつけてこれませんでした。ずっと同じことをやっています。

ここにはいろんな問題があると思いますが、一つ確実に言えることは指定管理制度です。指定管理制度が持つ構造的な問題があると思います。これは何も白鳥に限った話じゃない。全国的な課題なんですけれども、指定管理制度というのは採算を度外視して公益性とか文化の観点から市の財産

や資産を管理すると。そういう用途には向いているかもしれませんが、道の駅というのは今や地域振興の立て役者なんです。スター選手なんです。リスクを取ってもっと前に進もう。可能性を広げよう。未来をつかみに行くぞ。勝ちを取りに行くんだ。そういう攻めの経営インセンティブが指定管理では働きにくいんです。皆まで言いませんが、指定管理がそういう構造になっていることは皆さんも御存じのはずです。競争原理が働かないんです。

そういう体制のまま、体制というか、体質というか、そのまま経営強化というのが可能なのか。開通後の変化に対応できるのか。開通後の変化ですね。これ、白鳥がこのまま何もできなかったとしても開通後にやってくる変化はすさまじいものだと思いますよ。その変化に白鳥は瞬く間にのまれていってしまうでしょう。大丈夫なんですか、こんなことで。指定管理の在り方そのものを見直す時期に来ているんじゃないでしょうか。

そこで市長にお尋ねします。油坂峠の開通まで残り数年です。というか、全然ありません。道の駅の運営体制の見直し、関係団体の連携の構築、そして中心市街地の整備、これら白鳥の地域振興に向けて市長はどうお考えでしょうか。お考えをお示ください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） それではお答えします。

白鳥振興プロジェクト、これは3年後に福井から延びてくる西回りの中部縦貫自動車道が結節するということを物語っています。この道路ができることにより郡上市は西は日本海を手に入れ、東側につきましては上高地を岐阜県と一緒に手に入れることになります。そういった意味で郡上市は西の玄関口という大きな政策をつくっていかなければなりません。

白鳥振興プロジェクト、前市長のときから試案が練られました。そして、事業化に向けて動いていたものでございますが、令和6年度、観光協会の会員を中心とした8人によりこの振興策を進めるというやり方がございました。それは清流の里しろとり、いわゆる道の駅を活用したというものでございます。しかし、令和6年度のプロジェクトの報告書を見る限りはかなりの予算を投入したにもかかわらず、その内容はアンケート、調査結果による現状分析というようなことで議員のおっしゃるとおりだと認識しております。

こういうために、新しい構想委員会、構想会議のメンバーで地域全体の発展に資するそういった計画をつくってほしいと考え、令和7年度、市街地の再生に取り組む地域内の若手などをお願いをしたところです。

議員にお示ししていただいたマップ、これまで道の駅を中心に常に考えていましたが、市街地の開発ということも今回は進められることとなりました。また、それは、今までの観光の見るというものから遊ぶということに大きく考え方を変え、白鳥の中の宝物を探そうというコンセプトで多く

の方が参加できるような形になっていると思っています。

この白鳥は白鳥の人が自分たちで考えつくっていく、住民自治に基づいたふるさとづくりであり、このまちの未来は自分たちの手の中にあるということを白鳥の方にもぜひ御認識いただきたいと思っています。その後押しをするのが行政、振興事務所であります。振興事務所の職員も今までの考え方を180度転換して何をすべきか自ら考えることが必要となります。

次に、道の駅の指定管理につきましては、清流の里しろとり、中部縦貫が入ってまいります。そういったときに施設改修などのハード整備というようなことも行わなければなりません、何よりも運営の質が極めて重要なものとなってまいります。

指定管理者にはこれまで以上に高い管理の運営能力、企画能力が求められるところは議員御指摘のとおりです。こういった株式会社しろとりを中心とした運営体制につきましては今後稼ぐ力を一層高めてもらわなければならないと考えております。こういう経営力を向上させるためには行政にはない民間の専門ノウハウも必要でございます。そういった上で、管理運営の枠組みそのもの、施設活用を含め抜本的な見直しが必要となれば施設の改修や株式会社しろとりの在り方の検討も含め今後の動きを精査しながら判断していきたいと考えています。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長(森藤文男) みずのまり議員。

○5番(みずのまり) ありがとうございます。ありがたい言葉でした。

かつて白鳥町は上り1,000人、下り1,000人と言われましたように多くの人々が行き交う貿易都市であり、宗教都市でした。大昔の話なんですけれども、中部縦貫自動車道で日本の東西を結ぶ超経済圏が出現し白鳥町がその拠点になり得ることを考えると恐らく歴史上数百年に一度あるかないかのチャンスを私たちは迎えようとしています。

しかし、その一方で厳しい現実にも直面しています。郡上市はついに出生数100人を切ろうとしています。この現実は今変わらなければ未来はないという強いメッセージではないか、施政方針で市長はそうおっしゃっています。全くそのとおりだと思います。

今、団塊世代が最終局面に入っていますが、我々戦後世代というのはどういう生き方をしてきたのでしょうか。何か困ったことがあったら上に頼る。誰かが何とかしてくれる。国は何をやっているんだ。私たちはそうやって生きてきました。その結果が今の日本のふるさとの姿です。

白鳥の市民の皆さん、白鳥はずっと可能性を眠らせてきました。でも、その言い訳が全く通用しない時代が来ようとしています。挑戦しない地域に未来はありません。私たちの未来は私たち自身で切り開くものです。

今日、市長にどうするんだとお伺いしましたが、本当はこれでは駄目なんです。本当は白鳥に住

んでいる我々が市長よりも先に立ち上がらないといけないと思います。今日お伝えしたことは全て、行政の役目もございますが、同時に我々一人一人の問題です。夢を持って生きていける地域、白鳥を強く豊かに、郡上を強く豊かに、それは、白鳥に住んでいる、郡上に住んでいる私たちの肩にかかっています。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、みずのまり議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 本日はこれで全ての日程が終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。どうも皆様お疲れさまでございました。

（午後 1時40分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 池 田 源 則

郡上市議会議員 池 戸 郁 夫